# 令和5年度 横須賀市議会登退庁表示システム導入業務委託 仕様書

令和5年度横須賀市議会登退庁表示システム導入業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	開かれた議会を目指す横須賀市議会として、登退庁表示システムを導入することで、市民に対し登 庁している議員情報を公開することを目的とする。	
2	履行期間	契約締結日から令和6年2月29日	
3	施行場所	横須賀市役所本庁舎 受託事業者の指定する場所	
4	業務内容	別紙のとおり	
5	特記事項	_	
6	関係法規	-	
7	資格要件	本業務履行については、下記の実績を有すること。 (1)平成30年4月1日以降に、地方公共団体が発注した、議会登退庁表示システムの導入、運用、 保守のいずれかの契約を、元請けとして締結し完了した実績があること。	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)	
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。	
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。	
11	監督員連絡先	横須賀市議会議会局総務調査課 池田 連絡先:046-822-8460	

<指示又は希望事項>					
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。				

# 令和5年度横須賀市議会登退庁表示システム導入業務委託特記仕様書

# 1 概要

# (1) 件名

令和5年度横須賀市議会登退庁表示システム導入業務委託

#### (2)目的

老朽化した議員出席表示盤の更新にあたり、より円滑な議会運営を確保するために、現行の出退表示に加えて機能強化した登退庁表示システムを導入する。

クラウド型のサービスとすることで、PCから議員の登退庁状況及び会議日程の表示を 管理・確認できるようにし、それにより職員、議員の業務効率化を図る。

#### (3) 構築期間

契約日から令和6年2月29日まで (運用保守期間令和6年3月1日から令和6年3月31日まで)

### (4) 履行場所

横須賀市役所のほか、本市が承認した場所

#### (5)調達範囲

- ア プロジェクト管理
- イ 要件定義・設計
- ウ クラウド環境構築・利用支援
- エ 機器調達・設定・納品
- オ マニュアルの作成

#### (6) 成果物

ア 業務実施計画書 (納期限:契約日から10営業日以内)

イ 要件定義書 (納期限:令和5年11月30日) ウ システム設計書 (納期限:令和6年2月29日) エ 操作マニュアル (納期限:令和6年2月29日) オ その他必要と認められるもの (納期限:令和6年2月29日)

# (7)納入場所

横須賀市市議会議会局総務調査課 横須賀市小川町11番地(本庁舎1号館9階)

#### 2 業務の基本要件

(1) 本システムの稼働スケジュール

本システムの稼働は令和6年3月1日を予定している。

詳細は、本市と受託者が協議して決定する。

# (2) 導入システムの基本的事項

- ア 本システムは受託者が契約するクラウドサービス内に横須賀市議会登退庁表示システムを構築し、運用サービスを提供すること。横須賀市役所内にサーバを導入し、システムを運用することは不可とする。
- イ 大型ディスプレイ3台を、本市が指定する場所(1階エレベータホール2か所、9 階議会局内1か所)に設置し、議員出退状況の表示および当日開催の会議について1 つの画面上に表示すること。
- ウ タッチパネル 2 台を本市が指定する場所 (9 階議会事務室前および 9 階エレベータ ホール) に設置し登退庁状況の更新ができるようにすること。
- エ 事務室に設置した管理用端末から状況の閲覧・更新・管理ができること。管理者権 限等で、管理用端末から表示メンバーの追加・削除が随時行えること。
- オ 設置する機器をインターネットに接続する方法は、本市が別途指定する業者と協議 を行い決定すること。
- カ 受託者は本市からシステムの不具合等の問合せについては、市役所開庁日の9時~ 17時まで受付可能とすること。
- キ 管理者用端末、ディスプレイ制御 PC 等の機器及びソフトウェア等について、リモートアクセスを可能とする仕組みを構築すること。
- ク 受託者は本市からシステムの問合せ等を受けた場合は、一次対応としてリモートに てシステム復旧を実施すること。
- ケ 地方公共団体での導入、運用、保守実績があるシステムであること。

#### (3) ネットワーク環境

管理用端末とディスプレイ制御用端末を接続する庁舎内のネットワーク環境及び インターネットへの接続環境は、本市が別途委託する事業者が構築するので、スケジュ ール等を調整しシステム構築を行うこと。(8 参考(3)機器接続図を参照。)

また、本市が別途委託する事業者から導入システムに関して情報提供などの依頼を受けた場合は速やかに応じること。

# (4) 本サービスに係る情報セキュリティに関する方針

本サービスで取り扱う情報については、本市の情報セキュリティポリシーに基づく機 密性に応じた情報セキュリティ対策が講じられていること。また、本市の求めに応じて、 本サービスを提供するデータセンターに関する施設、設備、サーバ設置環境等の情報と 情報セキュリティ対策に関する情報提供を行うこと。

# (5) サービス利用時間及び業務継続に関する方針

原則 24 時間 365 日利用可能なサービスとすること (定期保守等を除く)。また、サーバ等を冗長化する等、業務の継続性を確保すること。

#### 3 業務要件

# (1) プロジェクト管理

サービス提供を行うための業務実施計画を作成し、プロジェクトを円滑に推進するためのマネジメントを行うこと。

#### (2) 要件定義・設計

本調達仕様書および本市へのヒアリングに基づく要求事項を確認・調整して本市と合意し、要件定義書を作成すること。合意した要件定義書を基に環境構築及び運用サービスの設計を行うこと。

#### (3) クラウド環境構築・利用支援

要件定義書及び設計書を基に利用環境を構築し、データセットアップやテスト、サービス稼働前後においては、トラブル対応や問合せ対応等必要な支援を行うこと。

#### (4)機器調達・設定・納品

本サービス用機器一式の調達および設定を行い本市に納入すること。機器一式の設置 については、本市が別途契約する業者が実施するため、機器の納品および設置について は、設置する業者および本市と協議の上行うこと。

# (5) マニュアルの作成

起動停止手順、データ登録・変更・削除等をまとめた操作マニュアルを本市へ提供すること。作成する範囲は以下の通り。

- ア 管理用端末
- イ 大型ディスプレイ
- ウ 大型ディスプレイ制御用 PC
- エ 液晶タッチパネル
- オ 液晶タッチパネル制御用 PC

### 4 機能要件

標準機能として以下の機能を備えていること。

- (1) 基本事項(登退庁表示·会議表示機能共通要件)
  - ア ログイン機能(管理画面のみ)
  - イ 基本情報(名前、所属会派、役職名、議会日程等)の登録、編集機能
  - ウ ブラウザでの表示は、常に最新状況を表示すること
  - エ フォントサイズは受託者が任意のサイズに設定できること
  - オ 背景色、文字色について受託者が任意の色を設定できること
  - カ 1階に設置する大型ディスプレイは、左右2分割(1:1)にて会議日程と議員 の登退庁を1画面に表示できること。詳細は、(8 参考(2)新規出退庁表示シス テム)のイメージ図を参照。
  - キ 表示数が増減した場合に対応するため、分割割合の変更を可能にすること。
  - ク 大型ディスプレイは、自動起動・終了またはスタンバイ状態ができるよう電源ス ケジュール設定ができること。

### (2) 登退庁表示機能要件

- ア 登退庁状況の切り替え機能
- イ 登退庁状況は色により識別できること
- ウ 表示する名前は、原則縦表記とすること
- エ 人名以外にも会派名、役職名等が表示できること
- オ 表示する人名、役職等については本市と協議し、決定すること
- カ 画面操作(出退庁表示の切り替え)が液晶タッチパネルで実施できること
- キ 表示窓数

想定:役職名2個、会派名5~8個、議員名41人

#### (3)会議表示機能要件

- ア 当日開催する会議一覧を表示できること。
- イ 会議表示は、開始時刻・会議名・会場の表記ができること。
- ウ 会議終了後は会議ごとに「終了」の表示ができること。
- エ 会議一覧について、受託者が随時、登録・編集ができること。
- オ 開始時刻の表記については、時刻が決まっていない場合もあるため、「本会議終了後」「委員会終了後」等、テキスト情報の表示も可能であること。
- カ 会議一覧表示数

想定:会議数5個

#### (4) 画面表記要件

ア 大型ディスプレイ (9F): 登退庁表示

イ 大型ディスプレイ (1F): 登退庁表示および会議表示

ウ 液晶タッチパネル (9F): 登退庁表示

## (5) 大型ディスプレイ・制御用端末等について

ア 機器の設置場所および機器仕様等については(6 調達機器要件)のとおり。 表示内容等については(9 参考)のとおり。

イ 制御用端末で表示する内容は委託者が変更できるほか、受託者も管理端末で変 更・調整が可能な仕組みとすること。

ウ 議会局に設置されている管理用端末 (ノート PC) において各サービスの管理を行 えるよう、設定すること。

#### 5 非機能要件

(1) ユーザビリティ要件

#### ア 操作画面

- ①各機能へ簡単に遷移できる、画面構成・画面遷移・入出力操作方法が統一されている等、利用者が直感的に操作できること。
- ②操作機能については、主にクリック操作で利用できることや、情報を参照・入力する際の画面遷移数を最小限にする等、操作に係る負荷が少ないこと。
- ③背景色と文字色の明度差、文字書体、文字の大きさ等の工夫により視認性・可読性に配慮すること。
- ④入力等が容易に行なえる画面構成とすること。

# (2) クラウドサービス要件

ア 本サービスを提供するデータセンターから、本市のインターネット回線に接続したクライアント端末へ管理者向けサービスを提供すること。

イ クラウドサービスを利用するにあたり、何らかの登録料、利用料が必要となる場合は、イニシャルコストは導入業務に、ランニングコストは運用保守業務に全て含んで見積もること。

ウ 本システムは、本稼働から最低5年間利用するため、本稼働から最低5年間の保 守・サポートが担保されること。

#### (3) 性能要件

業務に支障のない範囲のレスポンスを確保することとし、通常時のオンライン処理の

レスポンス時間の目標値は、3秒以内とする。(ただし、ネットワークによる転送処理を 除く)

# (4) 信頼性要件

ア 完全性要件

データの滅失や改変を防止する対策を講じること。

#### (5)情報セキュリティ要件

ア 「横須賀市情報セキュリティポリシー\*」を遵守すること。

※「横須賀市情報セキュリティポリシー」とは、「横須賀市情報セキュリティ規則及び 第18条第1項に規定する「対策基準」を指す。なお、「対策基準」は非公開のため、 受託者のみに提示する。

## (横須賀市情報セキュリティ規則)

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki\_honbun/g204RG00002084.html

- イ ユーザごとに認証できる仕組みとし、パスワードによる認証を行うこと。
- ウパスワードは、利用者自身が変更できる仕組みであること。
- エ 管理者アカウントのみ、データの編集ができるようにすること。
- オ 出退ログが一定期間保存されていること。
- カーサーバへの不正アクセスを防止すること。
- キ サーバのデータベースの改ざん、抜き取り並びに変更等を防止すること。

#### (6) システム開発・運用要件

受託者はシステム開発を行うための体制と責任者を本市に提出し承認を得ること。要員追加及び変更を行う場合も同様とする。

# ア システム開発

①構築作業場所

構築作業場所は、受託者にて準備すること。本市庁舎内に構築作業場所が必要な場合は、別途協議を行い本市の承認を得ること。

②構築用機材

構築作業のために必要な機材は、受託者にて準備すること。

③会議の開催

受託者は、本業務を進めるにあたり、本市との会議を開催し、主体的に業務を行うこと。

### イ テスト要件

①テスト計画の策定

システムの動作を検証するためのテスト計画(実施方法、スケジュール、体制、成果物等)を作成し、本市の承認を得ること。

②テストの実施

受託者は、各種テスト計画書に基づいて、主体的にテストを実施すること。テストで不具合が検出された場合は、原因調査及び是正対応を行うことまた、テスト結果を報告書にまとめ、本市の承認を得ること。

#### ウ 導入・環境構築

導入・環境構築については、本市と十分協議したうえで本市の承認を得ること。 初期データ設定、パラメータ設定等、システムの稼動に必要な初期設定を行うこと。

#### 工 試行運用

試行運用の詳細は、本市と受託者が協議のうえ決定する。なお、試行運用については、以下を想定している。

- ①本運用に向け、システム管理者によりデータ入力等の作業を行うこと。
- ②試行運用を検証用環境で行う場合、試行運用で作成したデータを本番環境へ移行できること。

#### (7) サポート対応等

サポート対応等の要件は、「横須賀市議会登退庁表示システム運用保守業務委託特記仕 様書」を参照すること。

# 6 調達機器要件

(1) クライアント端末の仕様

ア 管理用端末 1台

- OS: Windows11 Pro(64bit)
- ・メモリ:8GB(DDR4)
- ・動作に必要なソフトウェアがあれば、構築時にインストールすること
- イ 大型ディスプレイ制御用端末 3台
  - ・OS: Windows11 Pro または Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC
  - ・メモリ: 4GB以上
  - ・動作に必要なソフトウェアがあれば、構築時にインストールすること
  - ・Windows のアップデート等、5年間安定して可動するために必要なプログラム 更新を行うこと。また Windows のサポート終了前に必要な措置を行うこと。
- ウ 液晶タッチパネル制御用端末 2台

- ・OS: Windows11 Pro または Windows10 IoT Enterprise 2019 LTSC
- ・メモリ: 4GB以上
- ・動作に必要なソフトウェアがあれば、構築時にインストールすること
- ・Windows のアップデート等、5年間安定して可動するために必要なプログラム更新 を行うこと。また Windows のサポート終了前に必要な措置を行うこと。

※アについては、現在本市議会議会局に導入済端末 (ノート PC)、イおよびウについては、「1 概要」にて調達する機器

- (2) 大型ディスプレイ、大型ディスプレイ制御用 PC、液晶タッチパネル等の仕様 ア 大型ディスプレイ
  - ・画面サイズは55型相当とする。
  - ・最大表示解像度は、3840×2160以上
  - ・最大表示色は約10.6億色以上とする。
  - ・最大輝度は、350cd/m<sup>2</sup>相当とする。
  - ・映像入力端子は HDMI を 1 つ以上備えていること。
  - ・5年間のメーカー保証を有すること。または、機器故障時に無償で正常可動できるよう保守体制を有すること。
  - イ 大型ディスプレイ制御用 PC

[記載したメーカー・型番のほか、同等品も可とする。]

[製品例:エプソン Endeavor JS55]

- OS: Windows11 Pro または Windows®10 IoT Enterprise 2019 (LTSC 64 ビット版) を搭載していること。
- ・サイネージに最適なコンパクトな小型 PC であること。
- ・USB ポート、HDMI ポート、LAN ポートを各1つ以上搭載していること。
- ・スケジュール機能を使用し、本体の電源を自動起動・終了ができること。
- ・機器本体に盗難防止用のロックが可能であること。
- ・訪問修理保守パック (納品日から5年間)を有すること。保守内容をパックで提供できない場合は、同等の条件を満たす保守内容とすること。
- ウ 液晶タッチパネル [記載したメーカー・型番のほか、同等品も可とする。]

[製品例:エプソン LT22W81L および Endeavor JS55]

- OS: Windows11 Pro または Windows®10 IoT Enterprise 2019 (LTSC 64 ビット版)を搭載していること。
- ・画面上へ直接タッチ操作が可能なタッチパネル仕様であること。
- ・最大表示解像度は、1,920×1,080以上とする。
- ・最大表示色は約1,677万色以上とする。
- ・大きさは 21.5 型相当とし、最大表示面積は横 477×縦 268 (mm) 相当とする。

- ・映像入力端子は HDMI を 1 つ以上備えていること。
- ・機器本体に盗難防止用のロックが可能であること。
- ・訪問修理保守パック (納品日から5年間)を有すること。保守内容をパックで提供できない場合は、同等の条件を満たす保守内容とすること。
- エ 液晶タッチパネル制御用 PC (液晶タッチパネル一体型も可)

[記載したメーカー・型番のほか、同等品も可とする。]

「製品例:エプソン Endeavor JS55]

OS: Windows11 Pro または Windows®10 IoT Enterprise 2019 (LTSC 64 ビット版) を搭載していること。

- ・サイネージに最適なコンパクトな小型 PC であること。
- ・USB ポート、HDMI ポート、LAN ポートを各1つ以上搭載していること。
- ・スケジュール機能を使用し、本体の電源を自動起動・終了ができること。
- ・機器本体に盗難防止用のロックが可能であること。
- ・訪問修理保守パック (納品日から5年間)を有すること。保守内容をパックで提供できない場合は、同等の条件を満たす保守内容とすること。

### (3) その他

指定した物品の同等品を納品しようとするときは、質問書送付マニュアルに沿って、 次の項目を明示した質問書を作成し、質問書締切日時までに電子入札システムで送付し て承認を得ること。承認されない場合は、指定物品以外での納品はできない。

ア 当該物品の製造(販売)元及び品番

イ 当該物品のカタログ等の写し(仕様が明示された箇所のみ)」

# (4)機器構成表及び設置場所

	品名等	数量	設置場所等
1		3台	9F事務局
	大型ディスプレイ		1F正面玄関側エレベーターホール
			1F 北口玄関側エレベーターホール
2	大型ディスプレイ制御用 PC	3台	大型ディスプレイと同様
3	液晶タッチパネル	2台	9F議会局事務室前
	似曲グックハイル		9F正面玄関側エレベーターホール
4	液晶タッチパネル制御用 PC	2台	液晶タッチパネルと同様
	(一体型も可)		1位間グラブハイルと同様
5	大型ディスプレイ、液晶タッチ	一式	
	パネル、制御用 PC の壁掛け金具		
6	HDMI ケーブル	5本	

#### 7 留意事項

#### (1)機密保護·個人情報保護

本業務の遂行上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。この項については、契約 期間の終了または、解除後も同様とする。

### (2) 一括委任又は一括下請負の禁止等

受託者は、義務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。義務の一部を委任又は請け負わせることは可能とするが、あらかじめ本市に書面により届け出たうえで本市の承認を得た場合に限る。

#### (3) 疑義の解消

本特記仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、受託者と本市が 協議して定めるものとする。

# 8 その他

- ・本サービスの安定的な運用を行うため、受託者に対して操作実習をすること。
- ・作業前に現場調査を実施すること。
- ・初期設定については本市と協議の上、行うこと。
- ・作業スケジュールの決定にあたっては本市と十分協議することし、できる限り短期間 で実施すること。
- ・機器の運用管理における詳細な実施内容は、本市と協議の上、決定するものとする。
- ・委託業務に係る開発ソフトウェア等について、第三者の保有する著作権、又はその他 の権利を侵害することのないことを保証し、かつ侵害しないよう必要な措置を講ずる こと。
- ・本業務に関連する資料は業務完了まで保管し、その保管について責任を負うこと。
- ・機器一式の設置については、本市が別途契約する業者が実施するため、機器の納品 および設置については、設置する業者および本市と協議の上行うこと。
- ・本業務の終了時においては、次のサービス提供事業者に対して適切に引き継ぎ等を行い、円滑な業務継続に努めること。

# 9 参考

(1) 既設の出退掲示板



(2) 新規出退庁表示システムのイメージ図



# (3)機器接続図(案)

